

土づくり対策事業**1,236万円**

(担当：農政課農業推進係)

安心・安全で質の高い農産物を生産し、消費者に支持される農業を実現するため、各種施策を実施して農業の基本となる「土づくり」を町と農協、農業改良普及センターが協力して進めます。

■作物栽培試験展示

堆肥センターで作られるたい肥の安全性と使用効果の分析や新規作物の試験栽培を行います

■完熟たい肥流通促進事業

堆肥センターが生産する良質な完熟たい肥を町内農家のみなさんに利用してもらうため、農家が購入する完熟たい肥に対して1tあたり1,300円(1戸50tまで)を助成します

■土壌診断事業

農地の現状把握と土づくりへの意識を高めてもらうため、土壌診断手数料の一部を補助し、肥料の適正な使用やたい肥の活用へ向けた土づくりを推進します

■有機質資源確保事業

安定したたい肥の生産を行うため、原料となる家畜ふん尿を確保します(1tあたり200円)

■有機質資源運搬費事業

家畜ふん尿を堆肥センターへ運搬する経費を助成します(1tあたり630円)

主な経費

堆肥購入助成	650万円
有機質資源運搬事業	378万円
有機質資源確保事業	120万円
土壌診断助成	61万円
作物栽培試験展示	27万円

農地流動化緊急対策事業 577万円

(担当：農業委員会農地係)

近年、天候不順などによる農作物の被害がみられるため、町では平成20年から農家経済救済緊急対策として農地流動化支援を行っています。

この事業では、貸借料の一部を助成し、農用地の荒廃防止や遊休農用地の活用、適正な農用地の集積を促進し、農村環境の保全に努めます。

この事業は3年間限定の事業で、今年度が最終年です。

主な経費

農地流動化緊急対策事業補助金	577万円
----------------	-------

国営農地再編整備事業の推進経費 29万円

(担当：農政課農地整備係)

町の基幹産業である農業において、効率的・安定的な農業経営の展開を図るためには、経営基盤となる農地を計画的に整備することが重要です。そのため町では、国の整備事業を活用するために事業実施計画づくりを進めています。

この整備事業の効果が十分に得られるよう国やJA、町、農業者のみなさんと一緒に計画づくりを進めていきます。この策定作業は今年度から3年間の予定で、今年度は地域の要望などの調査を行います。

主な経費

消耗品等事務経費	29万円
----------	------

IV 産業・経済

2 農業

中山間地域等直接支払事業

1,056万円

(担当：農政課農業推進係)

農業者の高齢化や離農により、国土の保全力や水源かん養力といった多様な機能の低下が心配されています。特に平地と比べて生産条件が不利な中山間地域の農地で、機能低下が起こりやすくなっています。このため国では、平成12年から10年間、対象農地で営農する生産者に対して、平地との生産格差分の金額を交付してきました。

この事業は、今年度からさらに5年間継続されることとなりました。

これまで町内4地区でこの事業が活用されてきました。今後も地域が連携して農道補修や水路の管理などを行うための支援をして、農村景観の維持保全を図っていきます。

■交付対象地：1/20以上の傾斜のある田(4,972a)

■交付金額：10aあたり2万1,000円

※水源かん養力

雨水などを土中に蓄え、それらの水をゆっくりと水源として養い育てること

主な経費

補助金 1,056万円

財 源

国の負担額	534万円
北海道の負担額	261万円
二セコ町の負担額	261万円



農地の保全是農業だけに限らず、景観保全や災害の予防にも重要なものです

農業用水路等改修事業 300万円

(担当：農政課農地整備係)

農業用水路は、地域みなさんにより適正に維持管理が行われています。しかし、施設の老朽化などにより大きな補修を要する箇所が出てきています。

放置しておく地域全体の営農に支障を及ぼすことから、町では、自主的に水路を補修する地域に対し、補修用資材や原材料、機械借上げ料の2分の1以内の額を助成します。

事業の対象や範囲、助成率などの詳細は、農地整備係（☎0136-44-2121）までお問い合わせください。

主な経費

農業用水路等改修事業補助 300万円

明暗渠掘削特別対策事業 150万円

(担当：農政課農地整備係)

町内には、中小河川に囲まれている、起伏が激しい、傾斜がきついなどの理由で整備が十分に進んでいない農地があります。

この事業では、国が行う事業としては採択されない条件の農地基盤を整備し、生産性の向上を図ることを目的に、町から必要経費の一部を助成します。

事業の対象や範囲、助成率などの詳細は農政課農地整備係（☎0136-44-2121）へお問い合わせください。

主な経費

明暗渠掘削特別対策事業補助金 150万円

クリーン米推進事業

1,015万円

(担当：農政課農業推進係)

町では、北海道が認証する農薬と化学肥料を抑えた栽培の証「YES! clean」を取り入れたお米の生産が、7割を超える水田で進めています。この高品質なクリーン米のPRを行い、町内外での販路拡大を進め、消費者に選ばれる産地を目指します。

「YES! clean」を活用したクリーン米生産を継続するため、今年度から3年間10aあたり3,000円の支援を行います。

また今年度から町のお米のおいしさを広めるため、1歳を迎える子どものいる世帯と婚姻届を提出した世帯にニセコ町産米「とっておき舞い5kg」を贈ります。

主な経費

クリーン農業総合推進事業補助	981万円
クリーン米普及推進事業	20万円
とっておき舞い(5kg×75袋)	14万円



地産地消・販売促進事業 45万円

(担当：農政課農業推進係)

農業経営を取り巻く厳しい状況を打破するため、生産者自らが行う販売促進活動や販売体験、加工研究による地域特産品の開発など、多様な取り組みと農業者の起業化を応援します(上限20万円)。

また、町も直接地元産品のPRを実施し、販路拡大を応援する取り組みを進めます。

主な経費

販売促進・PR活動支援補助	25万円
農産物加工化支援事業補助	20万円

残留農薬緊急対策事業 20万円

(担当：農政課農業推進係)

平成18年に道内産のかぼちゃから基準値を超える残留農薬(ヘプタクロル)が検出されたことから、かぼちゃの作付けを予定する農地の土壌分析調査を継続して実施します。

今後も関係機関との連携を図りながら問題の発生を防ぎ、クリーン農業の推進を図ります。

主な経費

残留農薬分析補助	20万円
----------	------

※ヘプタクロル

1957～1975年の間農薬登録がされていた有機塩素系殺虫剤。1986年に製造・販売・使用が禁止されています

IV 産業・経済

2 農業

新しい農地制度

(担当：農業委員会農地係)

平成21年12月に「農地法等の一部を改正する法律」が施行されました。

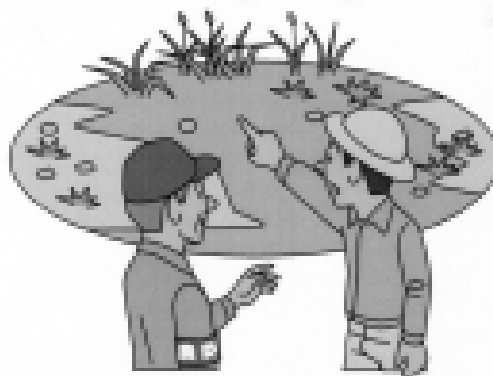
新たな農地制度は、これ以上の農地の荒廃や減少を食い止め農地を確保するとともに、農地の貸し借りをしやすくして農地を最大限利用することをねらいとしています。

新たな農地制度について、詳しくは農業委員会（☎0136-44-2121）へお問い合わせください。

＝農地を利用されている皆様へ＝

農業委員会が農地の利用状況を調査します!!

- わが国の食料自給力を高めるため、これ以上の農地の減少を食い止め、最大限に活用することを目的とした新たな農地法が成立しました。
- 新たな農地法では、これまで農業委員会が行ってきた「農地パトロール」が法定化されました。
- 農業委員会が地域を巡回して調査を行いますので、皆様のご理解・ご協力よろしくお願いします。



農地の利用についてお悩みの方、近くに遊休農地が
あってお困りの方は農業委員会までご連絡下さい。

農地を貸借・売買したり転用するときは・・・ 『農地法等の許可』が必要です!!

わが国の食料自給率は41%で、先進国の中で最低水準です。
将来に向けて食料の国内自給力を高めるためには、かけがえのない農地を守り、
活かすことが重要です。
こうした観点から農地法等が改正され、平成21年12月から施行されています。

新しい農地法等はこうなります!!

1. 農地の貸し借りがしやすくなります!

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます!
- 市町村等が農地所有者に代わって
農地の借り手をさがす事業が創設されます!

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

農作業
常時
従業者

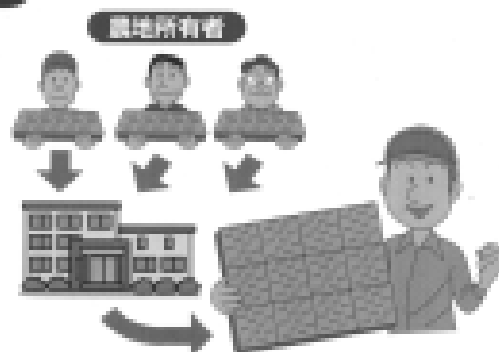
農業
生産法人

+

(改正後に追加)

農作業
常時従業者
以外の個人

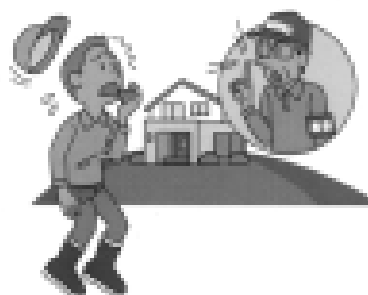
農業生産
法人以外の
法人



2. 許可を受けずに農地を転用したときなどの処分が強化されます!

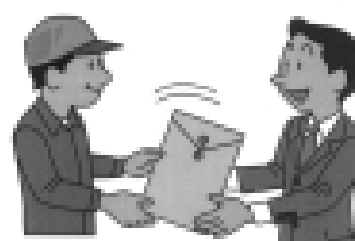
- 違反転用等をした場合の罰金額が
大幅に引き上げられます!

事 項	現 行	改 正
①違法転用	1年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は300万円以下の罰金)	1年以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)
②違法転用における 農地法違反の 罰金	6ヵ月以下の懲役または 100万円以下の罰金 (法人は100万円以下の罰金)	3ヵ月以下の懲役または 300万円以下の罰金 (法人は1億円以下の罰金)



3. 農地を相続したときは農業委員会へ届出が必要になります!

- 相続によって農地を取得した場合には、
農業委員会へ届出を行うことになります!
- 自ら耕作できない場合等は、農業委員会が
貸し借り等のあっせんをします!



＝新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい＝

IV 産業・経済

2 農業

元気な担い手の育成事業

280万円

(担当：農政課農業推進係)

二セコ農業の次世代の担い手を育成するため、資金の融資などを行います。

■農業者育英資金制度

対象者：農業大学校などへ就学する人 貸付限度額：30万円／年（最長で4年間融資）

■新規就農資金制度

対象者：新たに農業経営を開始（就農）した人 貸付限度額：100万円（1回限り）

■青年研修資金制度

営農に必要な先進的な技術や資格を習得するための費用の一部を助成します

助成限度額：20万円/回

■青年研修事業補助

青年農業者が新たな技術や知識の習得するための研修などに対し、費用の一部を助成します

■農業担い手育成支援助成金

明日の農業担い手を育成するために行う農業研修生の受入農家に対し、費用の一部を助成します

主な経費

新規就農資金	200万円
青年研修事業補助	40万円
農業担い手育成支援助成金	40万円

財 源

J A ようていの負担額	20万円
二セコ町の負担額	260万円

緑のふるさと協力隊受け入れ事業

213万円

(担当：農政課畜産林務係)

この事業は、都市から農山村へ興味を持つ若者を『協力隊員』として受け入れる事業です。協力隊員には、農業や観光産業などさまざまな活動を通して、地域おこしの手伝いをしてもらいます。

主な経費

派遣負担金	100万円
宿舍経費（光熱水費、借上料など）	75万円
普通旅費	20万円
車両維持費（燃料、保険料など）	13万円
派遣先法人会員費	5万円

財 源

国の負担額	208万円
二セコ町の負担額	5万円

認定農業者への支援

66万円

(担当：農政課農業推進係)

認定農業者は、二セコ農業の中核的な担い手として、効率的で安定した農業経営を目指す「農業経営改善計画」が町に認定された農業者です。町では、認定農業者に対して、各種の支援を行います。

詳しいことは、JAようてい二セコ支所（☎0136-44-2331）または農政課農業推進係（☎0136-44-2121）までお問い合わせください。

主な経費

農業経営基盤強化資金利子助成事業 66万円

※農業経営基盤強化法に基づき、積極的な経営を展開する認定農業者が借り入れた「農業経営基盤強化資金（通称：L資金）」に対し利子の一部を助成します

財 源

北海道の負担額	32万円
二セコ町の負担額	34万円

農地や農業用施設の災害発生時の措置（補正予算対応）

1万円

(担当：農政課農地整備係)

融雪や台風などの災害による被害を未然に防ぐためには、日ごろから関係者が協力・連携して農業用水路や頭首工、ため池施設、耕作農道などの維持管理に努めることが重要です。

しかし災害が発生した時は、応急工事などを行うとともに、次の採択条件により補助率の高い国の補助事業として復旧工事ができる場合もあります。災害による被害を見つけたときは、すぐに農政課農地整備係（☎0136-44-2121）までお知らせください。

■復旧工事の採択条件

- ・1カ所の被害事業費が40万円以上
- ・台風や集中豪雨による24時間雨量が80mm以上（時間雨量20mm以上）
- ・農業用施設の復旧については、受益戸数が2戸以上であること

主な経費

参考図書など 1万円



IV 産業・経済

2 農業

農業者年金

20万円

(担当：農業委員会農地係)

農業者年金の加入や受給に対する相談、被保険者の管理業務を行います。農業者年金は、農業者の老後の生活の安定と、農地などを円滑に継承するために設けられている制度です。農業者であれば加入することができます。

また、青色申告者や認定農業者の人には、国が保険料の一部を助成する制度があります。なお、手続きはＪＡようていニセコ支所で行っています。

主な経費

消耗品等事務経費 20万円

財 源

事務委託金	19万円
ニセコ町の負担額	1万円

※独立行政法人 農業者年金基金から事務委託金が交付されます

有害鳥獣駆除対策費

13万円

(担当：農政課畜産林務係)

農作物などに被害を与えるカラスやキツネなど有害鳥獣の対策を行います。

主な経費

駆除作業経費 13万円

～狩猟期間のお知らせ～

北海道の狩猟期間は10月1日から1月31日までです。

ようてい酪農ヘルパー利用組合事業

66万円

(担当：農政課畜産林務係)

酪農は生き物を扱う仕事のため、急用や事故があっても休むことができません。そのため、いざという時に仕事を手助けしてくれる仕組みが必要です。ようてい酪農ヘルパー利用組合では、このような酪農経営の特性に対処し、ヘルパー事業を推進しています。町では、この取り組みに対して助成します。

主な経費

補助金 66万円

※酪農ヘルパー

緊急、突発的な事態が起きた時に搾乳作業を代行する人

町営牧場の運営事業

492万円

(担当：農政課畜産林務係)

乳牛の育成と労力軽減を図るため、町営牧場の適正な維持管理を行います。

■放牧期間 5月下旬～10月中旬

■乳用牛放牧料

16カ月未満 1日1頭当たり200円

16カ月以上 1日1頭当たり230円

主な経費

草地作業委託料	317万円
管理委託料(管理人)	98万円
有刺鉄線設置経費	20万円
その他諸経費	57万円

財 源

施設利用料	178万円
ニセコ町の負担	314万円



入牧の様子

乳牛資質向上対策事業 33万円

(担当：農政課畜産林務係)

乳牛の乳質改善と乳量増産を目指して、飼養管理技術の向上を図る取り組みに助成します。

■主な事業内容

- ・搾乳した牛乳の中に含まれる細菌数や抗生物質などの有無を測定
- ・良質乳の生産に向けた牛乳の成分調査

主な経費

補助金	33万円
-----	------

家畜共進会(うしまつり)の開催 29万円

(担当：農政課畜産林務係)

町内の家畜飼養管理技術と乳牛の資質の向上のため、また、町民の皆さんが家畜とふれあう場を提供するため、ニセコ町家畜共進会(うしまつり)を開催します。

■開催を予定している共進会

- ・後志ブラックアンドホワイトショー(6月上旬)
- ・ニセコ町家畜共進会(うしまつり)(7月下旬)
- ・後志畜産共進会(8月上旬)

主な経費

謝礼、記念品	12万円
借上料	2万円
その他事務費	15万円

IV 産業・経済

2 農業

森林整備地域活動支援対策事業（平成19～23年度） 325万円

（担当：農政課畜産林務係）

単独または共同で30ha以上の森林を保有し、森林施業計画を立てた森林所有者などが、町と造林事業の推進に関する協定を結び、協定に基づく作業（間伐、下刈り、植林など）を行った場合に交付金を支払います。

主な経費

交付金 325万円

財 源

国の負担額	163万円
北海道の負担額	81万円
二セコ町の負担額	81万円

21世紀北の森づくり推進事業（平成13～23年度） 384万円

（担当：農政課畜産林務係）

町の自然条件や森林の役割を考えた森づくりを行うため、森林組合などに造林費用の一部を補助します。

主な経費

補助金 384万円

財 源

北海道の負担額	236万円
二セコ町の負担額	148万円

森林整備担い手対策推進事業 8万円

（担当：農政課畜産林務係）

森林作業員や事業主、市町村、道が一定の掛け金を負担し、作業員に就労日数に応じた奨励金を支給します。奨励金により就労の長期安定化を促進し、林業労働力の確保を図ります。

主な経費

奨励金 8万円

産業後継者の結婚支援 45万円

（担当：農業委員会農地係）

農業と商工業後継者の結婚を支援する「二セコ町グリーンパートナー推進協議会」の活動に対し補助をしています。

協議会では町内外から参加者を募り、交流会の開催を企画しています。

主な経費

推進協議会事業補助金 45万円

除間伐事業の推進 50万円

（担当：農政課畜産林務係）

民有林の除間伐作業を進め、適正な森林の育成を図るため、除間伐費用の一部を補助します。

主な経費

補助金 50万円